

## 理事、監事に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

公益社団法人沖縄海事広報協会

下記の条文抜粋のとおり、定款第 27 条に基づき無報酬と定めています。

### 公益社団法人沖縄海事広報協会定款

#### (役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (設置等)

第 44 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の使用人を置き、うち 1 名を事務局長とする。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 理事は使用人を兼務することができる。この場合においては給料手当等を支払うことができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### 公益社団法人沖縄海事広報協会 給与・旅費規程

#### 第 1 章 給 与

第 1 条 職員の給与及び旅費は本規程の定めるところによる。

但し、本規程に定めのない事項については会長が別にこれを定める。

第 2 条 職員の給与は次の通りとする。

- (1) 基本給 本給
- (2) 諸手当 通勤手当、賞与、退職手当

第 3 条 本給は月額とし会長が別に定める額とする。

第 4 条 通勤手当の支給額は会長が別に定める。

第 5 条 職員の賞与の支給額は会長が別に定める。

第 6 条 給与計算期間は毎月 1 日から月末までとし、支給日はその月の 10 日とする。  
但し支給日が休日に当たるときは、順次繰り上げ支給する。

第 7 条 新たに職員になったもの及び給与に異動が生じたものに対しては、その日から、また、退職したときはその日まで、いずれも日割り計算で支給する。

第8条 無届又は、許可無くして欠勤したときは、その期間給与を減額する。

第9条 給与は法令に基づきその職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で本人に支給する。

第10条 職員が退職したときは、退職手当を支給する。

2. 退職手当の基準額は退職の日における本給の1ヶ月分とする。

## 第2章 旅 費

第11条 出張命令は業務の円滑な遂行を図るため必要と認められるときこれを発するものとする。

第12条 職員が出張した場合には、旅費を支給し、理事が必要な場合にも支給することができる。

第13条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊費とする。

2. 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3. 船賃は、水路旅行については、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4. 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5. 車賃は、陸路（鉄道を除く）旅行について実費額を支給する。

6. 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7. 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第14条 旅費は、すべて順路によりこれを計算する。但し、天災その他やむを得ない事由で順路によることができない場合には、実際の経路によるものとする。

第15条 船賃は、旅客運賃、特別船席料金その他特別の設備を利用するための料金とする。

1. 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合は、上級運賃。

2. 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合は、その乗船による運賃。

第16条 航空賃は、現に支払った旅客運賃とする。

第17条 車賃は、その乗車に要した実費とする。

第18条 日当、宿泊料は、別表に定める額とする。

### 附 則

本規程は平成24年4月1日より施行する。

平成25年4月1日改正

平成29年4月1日改正

公益社団法人沖縄海事広報協会 給与・旅費規程 別紙

1. 本 給

事務局長 月額 240,000円  
(平成29年4月1日より適用)

2. 通勤手当

月額 10,000円  
(平成24年4月1日より適用)

社団法人沖縄海事広報協会 給与・旅費規程 別表

日当及び宿泊料

区 分	日 当	宿 泊 料
理事・事務局長	2,600円	12,500円
事務局職員	1,700円	8,700円

(平成24年4月1日より適用)